

学校園管理運営事業

学校園管理運営事業とは、学校教育法第5条に基づき、学校設置者である本市が、学校教育活動を適正かつ円滑に実施できるよう、学校の管理運営に必要な教材や教具、校具を整備するための最も基本的で必要不可欠な事業です。

＜事業経費内容＞

物品の購入経費（教材、図書、事務機器等）、物品の修繕経費、印刷経費等

これら経費により、以下の事業・業務の管理運営を行っています。

＜事業共通＞

- ・教育内容及び教育水準の向上
- ・安全で安心な学校づくり
- ・学校図書館図書の充実
- ・学校園事務の電子化の推進

その他、学校園設備の維持管理、衛生面等の保持、学習環境の整備など

＜小学校管理運営事業・中学校管理運営事業＞

- ・新学習指導要領の実施
- ・学校ICT整備事業の推進
- ・総合的な学力の育成

＜高等学校管理運営事業＞

- ・専門教科の充実等による活力ある学校づくり
- ・世界を舞台として活躍できる人材の育成

＜幼稚園管理運営事業＞

- ・義務教育につながる教育の基礎づくり
- ・地域の子育て支援の充実
- ・百舌鳥こども園における幼保が連携した子育て支援の充実

＜特別支援学校管理運営事業＞

- ・在籍児童、生徒の障害の多様化に応じた教育内容の充実
- ・自立と社会参加を目指す教育の推進